

■ 論 文

公訴時効制度に対する市民の認識
—インターネットによる調査結果をふまえて—

山崎優子*

【要旨】2010年4月27日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立し、「人を死亡させた罪」のうち、法定刑の上限が死刑である犯罪については時効が廃止された。公訴時効の趣旨は必罰の必要性和法的安定性の調和を図ることにあるが、当法律の成立の背景には、必罰の必要性を望む被害者遺族の声の高まりがあった。つまり、市民の声が当法律に反映されたといえる。本研究では、公訴時効制度やその賛否理由に対する市民の認識を明らかにすることを目的に、年齢や性別に偏りのない520人を対象にインターネット調査を実施した。調査の結果、公訴時効制度廃止に対して肯定的な傾向がみられた。また、公訴時効制度に対する認識に影響する要因として、「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子と「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子が抽出された。そして、パス解析の結果から、両因子は共分散の関係にあること、後者の因子と年齢の高さが公訴時効制度廃止に対する認識を高めることが示された。

キーワード：公訴時効制度，インターネット調査，パス解析

1. 問題

平成22年（2010年）4月27日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（平成22年法律第26号）が成立し、公訴時効（犯罪発生時から一定期間経過後に、犯人を処罰できなくなる）制度に関する法律が改正されることとなった。具体的には、「人を死亡させた罪で禁固以上の刑に当たるもの」のうち、「死刑に該当するもの」については時効が廃止され（改正前は25年）、「その他のもの」については、時効までの期間が延長された¹⁾。公訴時効制度の趣旨は、処罰の必要性和法的安定性の調和を図ることであり、法的安定性を図る要素としては一般に、①時の経過により、証拠が散逸すること、②被害者を含む社会一般の処罰感情が希薄化すること、③犯罪後、犯人が処罰されることなく一定の期間が経過した場合には、そのような事実状態を尊重することが挙げられている（吉田，2010）。③に関連して、（逮捕される不安状態にある）被告人（被疑者）は社会的な制裁を受けている（井戸田，2004）とする見解もあるが、その根拠が明白ではないとの指摘もある（原田，2014）。

現行の公訴時効制度はローマ法に由来するともいわれ、日本においては1880年に成立した治罪法の「欺満免除」制度に遡る（白取，2010）。しかし近年の諸外国においては、重大な犯罪について公訴時効制度を設けていない傾向がみられる。各国の状況は次のとおりである。古江（2009）によると、ドイツはナチスによる犯罪に加え、謀殺罪一般についても公訴時効を廃止した。またフランスは、集団殺害などの人道に対する罪については時効を廃止し、殺人罪等重罪については時効が存在するものの「時効の中断」制度を採用して

*立命館グローバル・イノベーション研究機構 専門研究員

いる。さらにアメリカでは、死刑が適用される犯罪や一定の重大犯罪については、時効は対象外とされる。また高橋（2018）によると、イギリスでは簡易な犯罪については公訴時効制度が存在するが、基本的にイギリス法を適用している香港では公訴時効制度が導入されていない。そして中国は、訴追時効制度が導入されているが、時効を過ぎても実際には政治的な処罰を行っている。日本において、「死刑に該当する犯罪」について公訴時効が廃止された背景には、被害者遺族を中心とする、殺人等の凶悪・重大な犯罪について見直しを求める声の高まりがあり、法務省は「凶悪・重大犯罪の控訴時効の在り方に関する省内勉強会（公訴時効勉強会）を2009年1月から開催し、市民や各界の意見を聴取し、公訴時効の在り方等についての検討を行ってきた（法務省，2009）。それによると、殺人等の重大犯罪について公訴時効制度改正を支持する意見としては、被害者等の処罰感情は希薄化しないこと、捜査技術の向上により犯罪の立証が見込めることが挙げられる。DNA鑑定をはじめとする科学捜査技術の向上は、えん罪の発見にもつながる可能性がある。一方、公訴時効制度の改正に慎重な主な意見としては、証拠の散逸により被告人の防御が困難になること、現在の事件に振り分けられる捜査資源（捜査にかかる人的資源や予算の負荷）が相対的に少なくなることが挙げられる。

以上をまとめると、重大犯罪の公訴時効制度存置の理由として、犯罪の立証困難性、処罰感情や関心の低下、捜査にかかる人的資源や予算の負荷、加害者が受ける社会的制裁が挙げられる。一方、重大犯罪の公訴時効制度廃止の理由として、処罰感情の持続、科学捜査技術の向上、えん罪が明らかになる可能性が挙げられる。

II. 研究

II. 1 本研究の目的

2010年に死刑に相当する重大な犯罪については、公訴時効制度が廃止された。専門家の間では、公訴時効制度をめぐる複数の学説について議論されてきた。諸外国をみても、その背景は多様であるものの、凶悪な犯罪については、公訴時効制度を設けていない場合が多い。日本における上記の公訴時効制度の廃止は、被害者遺族の意見が強く影響したと指摘されている。本研究では、一般市民の公訴時効制度に対する認識を明らかにするために、インターネット調査を実施した。調査結果の分析にあたっては、性別と年代によるちがいについても検討する。犯罪被害に対する不安が性別や年代によって異なる（日工組社会安全財団，2019）ことが明らかにされていることから、公訴時効に対する認識についても影響がみられる可能性がある。

II. 2 方法

本調査は、2016年3月25日～28日に、他の調査の一部として実施した。

調査対象者 国内のインターネット調査会社マクロミル²⁾に登録している市民520人（男女それぞれ260人。平均44.73歳， $SD=14.53$ ）が調査に協力した。

材料 時効制度の概要の説明文、調査項目を用いた。

時効制度の概要の説明文には、「凶悪な事件を起こした場合でも、死刑になる可能性がある場合（殺人、強盗殺人など）を除いて、犯罪行為が終わった時から一定期間をすぎると裁判にかけられない（時効制度）」ことに加え、時効が存在する理由として〔I 問題〕の

①～③を示した。また、調査項目は時効制度に対する認識を問う次の9項目（表1に示した9項目）であった。項目1（犯罪の立証困難性）、項目2（処罰感情の低下）、項目4（加害者が受ける社会的制裁）、項目5（一般の関心の低下）、項目7（捜査にかかる人的資源や予算の負荷）は時効制度存続理由で、項目3（処罰感情の持続）、項目6（科学捜査技術の向上）、項目8（えん罪が明らかになる可能性）は時効制度廃止理由である。これら8項目に加え、項目9（時効制度廃止）に対する認識について、5件法（1 そう思わない、2 あまりそう思わない、3 どちらともいえない、4 ややそう思う、5 そう思う）で回答を求めた。「質問の意味が理解できない」場合には6を選択するよう求めた。

手続き 調査対象者に、調査項目の回答結果を送信してもらった。

II. 3 結果

いずれかの項目において“6（質問の意味がわからない）”と回答した34人を除いて分析を行った（分析対象は486人）。また、上記で示したように、時効制度に対する認識は、性別、年代によって異なる可能性があるため、性別と年齢群別に下記の分析を行った。

（1）分散分析の結果

各質問に対する回答結果について、性別（2：男、女）と年齢（2：高群、低群）とを被験者間要因とする2要因の分散分析を行った。調査対象者の年齢の中央値45歳以上と45歳未満をそれぞれ高群（男127人、女119人）、低群（男121人、119人）とした。各群の内訳は、男-高群（平均56.98、 $SD=8.18$ ）、男-低群（平均32.31歳、 $SD=6.90$ ）、女-高群（平均57.45歳、 $SD=7.87$ ）、女-低群（平均33.16歳、 $SD=6.72$ ）であった。

表1に、性別、年齢群別の回答平均値と分析結果を示した。表1によると、項目9（時効制度廃止）に対する評定値は5件法で、男性4.14、女性4.46と高い傾向にあった。また、項目9においてのみ、交互作用が有意で、低年齢群では女性が男性よりも有意に高く、男性においては高年齢群が低年齢群よりも有意に高かった（ $p<.05$ ）（表2）。そして、年齢の主効果がみられたのは、項目9と項目6（科学捜査の精度の向上）のみであり、いずれも高群（それぞれ4.34、4.37）が低群（いずれも4.15、4.15）よりも有意に高かった（ $ps<.05$ ）。また、項目9と項目3（処罰感情の持続）のみ性別の主効果が有意であり、いずれも女（それぞれ4.36、4.59）が男（それぞれ4.14、4.23）よりも有意に高かった（ $ps<.05$ ）。

以上、各項目の評定値平均は、項目4（加害者の社会的制裁）をのぞいて肯定よりの傾向にあり、項目によっては年齢群や性別によるちがいがみられた。時効制度廃止については、男よりも女、年齢低群よりも高群の方が肯定的であった。

（2）因子分析の結果

時効制度に対する認識に、潜在的に影響する要因があるかを確認するために、表1の項目1～8の質問に対する評定値について因子分析を行った。1回目の因子分析（主因子法。これ以降も同様）を行った結果、項目8（.09）の共通性が低かったため、これを除外して2回目の因子分析を行った。その結果、固有値は、2.09、1.57、0.85と変化した。因子数を2として3回目の因子分析（プロマックス回転）を行った結果、表3の2因子を抽出した。各因子に含まれる項目の性質から、第1因子を「一般の処罰感情/関心低下と立証困難

表 1. 各質問項目の回答結果の分散分析の結果

項目	男		女		性別の主効果	年齢群の主効果	交互作用	有意差のみられた箇所
	低群	高群	低群	高群				
1	3.95 (1.04)	4.02 (.96)	4.07 (1.02)	4.00 (.85)	$F(1, 482) = .28, p = .60, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .00, p = .97, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .63, p = .43, \eta^2 = .00$	
2	3.45 (1.21)	3.53 (1.28)	3.44 (1.31)	3.19 (1.22)	$F(1, 482) = 2.25, p = .13, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .50, p = .48, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = 2.01, p = .16, \eta^2 = .00$	
3	4.17 (1.05)	4.28 (1.10)	4.62 (.76)	4.56 (.79)	$F(1, 482) = 18.51, p = .00, \eta^2 = .04$	$F(1, 482) = .06, p = .80, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .89, p = .35, \eta^2 = .00$	男 (4.23) < 女 (4.59)
4	2.34 (1.25)	2.17 (1.20)	2.19 (1.22)	2.19 (1.14)	$F(1, 482) = .33, p = .57, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .57, p = .45, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .69, p = .41, \eta^2 = .00$	
5	3.74 (.99)	3.66 (1.09)	3.62 (.98)	3.58 (.92)	$F(1, 482) = 1.25, p = .26, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .47, p = .26, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .05, p = .82, \eta^2 = .00$	
6	4.09 (.83)	4.41 (.76)	4.25 (.85)	4.32 (.90)	$F(1, 482) = .22, p = .64, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .64, p = .01, \eta^2 = .01$	$F(1, 482) = 2.73, p = .10, \eta^2 = .01$	低群 (4.15) < 高群 (4.37)
7	3.35 (.92)	3.16 (1.04)	3.23 (.84)	3.27 (.85)	$F(1, 482) = .00, p = .96, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .78, p = .38, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = 1.93, p = .17, \eta^2 = .00$	
8	3.41 (1.11)	3.31 (1.21)	3.46 (1.14)	3.38 (1.05)	$F(1, 482) = .34, p = .56, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .85, p = .36, \eta^2 = .00$	$F(1, 482) = .01, p = .91, \eta^2 = .00$	
9	3.93 (.95)	4.33 (.86)	4.38 (.77)	4.35 (.97)	$F(1, 482) = 8.30, p = .00, \eta^2 = .02$	$F(1, 482) = 5.27, p = .02, \eta^2 = .01$	$F(1, 482) = 7.35, p = .01, \eta^2 = .02$	男 (4.14) < 女 (4.36), 低群 (4.15) < 高群 (4.34)

注) 低群・高群の数値は平均 (SD)

表 2. 項目 9 (時効制度廃止) 評定値についての単純主効果の検定結果

効果	結果	有意差のみられた箇所
年齢低群における性別の効果	$F(1, 482) = 15.63,$ $p = .00,$ $\eta_p^2 = .03$	男 (3.93) < 女 (4.38)
年齢高群における性別の効果	$F(1, 482) = .02, p = .90,$ $\eta_p^2 = .00$	
男における年齢群の効果	$F(1, 482) = 12.53,$ $p = .00,$ $\eta_p^2 = .03$	低群 (3.93) < 高群 (4.33)
女における年齢群の効果	$F(1, 482) = .09, p = .77,$ $\eta_p^2 = .00$	

表 3. 時効制度に対する認識の因子構造
(プロマックス回転後)

項目	因子	
	F1	F2
2	.64	-.03
5	.62	.15
1	.44	.35
7	.42	-.10
3	-.02	.61
6	.05	.49
4	.44	-.46
因子寄与	1.46	.89
因子寄与率 (%)	20.80	12.70
累積寄与率 (%)		33.50
因子間相関		
	F2	.18

注) 項目: 表 1 の項目

F1: 一般の処罰感情/関心低下と立証困難性

F2: 被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上

表 4. 因子得点に対する分散分析結果

性別	男		女		性別の 主効果	年齢群の 主効果	性別と 年齢群の 交互作用	因子の 主効果	性別と因子の 交互作用	年齢群と因子 の交互作用	性別と年齢群 と因子の 交互作用
	低群	高群	低群	高群							
F1	.06 (.83)	.02 (.88)	.00 (.79)	-.08 (.80)	$F(1, 482)$	$F(1, 482)$	$F(1, 482)$	$F(1, 482)$	$F(1, 482)$	$F(1, 482)$	$F(1, 482)$
F2	-.18 (.89)	.01 (.77)	.10 (.67)	.07 (.72)	$=.69, p=.41, \eta^2=.00$	$=.04, p=.84, \eta^2=.00$	$=1.35, p=.25, \eta^2=.00$	$=.00, p=.98, \eta^2=.00$	$=7.98, p=.00, \eta^2=.02$	$=2.59, p=.11, \eta^2=.01$	$=.95, p=.33, \eta^2=.00$

注) F1: 「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子, F2: 「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子
低群・高群の数値は平均 (SD)

表 5. 性別と因子の交互作用における単純主効果の検定結果

効果	結果	有意差のみられた箇所
F1 における性別の効果	$F(1, 964) = 1.10, p = .29, \eta^2 = .00$	
F2 における性別の効果	$F(1, 964) = 5.62, p = .02, \eta^2 = .02$	男 ($-.09$) < 女 ($.09$)
男における因子の効果	$F(1, 482) = 3.92, p = .05, \eta^2 = .01$	F1 ($.04$) > F2 ($-.09$)
女における因子の効果	$F(1, 482) = 4.06, p = .04, \eta^2 = .01$	F1 ($-.04$) < F2 ($.09$)

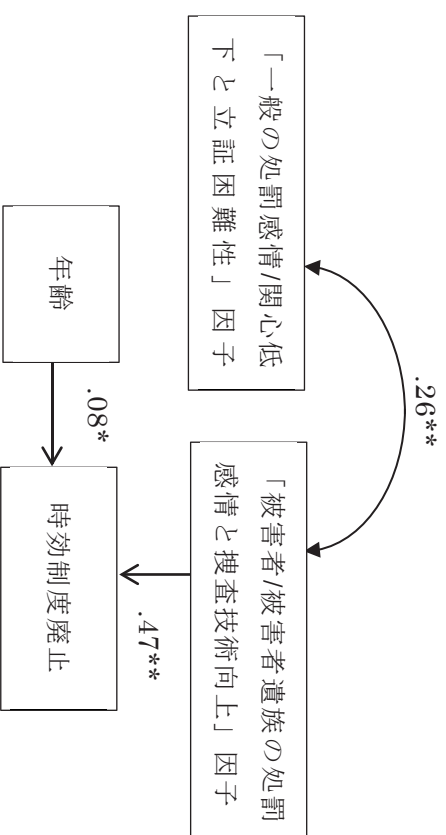
注) F1: 「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子

F2: 「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子

表 6. 時効制度に対する認識・因子得点・性別・年齢の関係 (N=486)

	1	2	3	4	5
1	時効制度 (廃止)	1.00			
2	「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子得点	.03	1.00		
3	「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子得点	.45 **	.249 **	1.00	
4	性別 (男 2, 女 1)	.14 **	-.06	.08	1.00
5	年齢	.15 **	.02	.09	.01

$p^{**}<.01$



$p^{*}<.05, p^{**}<.01$

図 1. パス解析の結果

性」因子，第2因子を「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子と命名した。各因子の α 係数はそれぞれ，.62，.46であった。各因子負荷量が性別，年齢群によって異なるかを確かめるために，因子（2：上記の第1因子，第2因子）・性別（2：男性，女性）・年齢群（2：高群，低群）を要因とする3要因の分散分析を行った。その結果，性別と因子の交互作用のみ有意であった（ $p<.01$ ）（表4）。下位検定の結果，第2因子における性別の効果，男における因子の効果，女における因子の効果が有意で，第2因子においては女のほうが男よりも有意に高かった。また，男は「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子，女は「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子の方が有意に高かった（ $ps<.05$ ）（表5）。

以上，時効制度に対する認識に影響する因子として，「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子と「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子が抽出され，各因子の影響の強さは性別によって異なった。

（3）時効制度に対する認識と因子得点・性別・年齢の関連の強さ

時効制度に対する認識，上記2つの因子得点，性別，年齢との間の関連の強さを確かめるために，スピアマンの有意相関検定を行った。その結果，時効制度廃止についての認識と，「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子得点，性別，年齢との間に有意な相関がみられた（ $ps<.05$ ）。また，「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子得点と「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子得点との間に有意な相関がみられた（ $p<.05$ ）（表6）。

（4）パス解析の結果

公訴時効制度に対する認識と上記2つの因子，性別，年齢との関係を明らかにするために，パス解析を行った。上記3（時効制度に対する認識と因子得点・性別・年齢の関連の強さ）の分析結果から，時効制度（廃止）に対する認識には，「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子，性別，年齢が直接的に影響を及ぼし，「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子と「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子は共分散の関係にあると予測した。最終的に得られた結果を図1に示した（有意なパスのみ示し，誤差項は省略した。数値は標準化推定値）。適合度の指標は高いと判断した（ $\chi^2_{(3)}=12.41$ （ $p=.01$ ），GFI=.99，AGFI=.96，RMR=.42，AIC=26.41）。

図1によると，公訴時効制度廃止に対する認識は，「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子と年齢から正のパス（それぞれ.47，.08）が示されている。そして「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子と「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子は共分散の関係（.26）にある。

以上から，公訴時効制度の存置理由と関連する「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」に対する認識が高いほど，公訴時効制度の廃止理由と関連する「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」に対する認識が高まること，後者に対する認識と年齢（の高さ）が公訴時効制度廃止に対する認識を高めることが示された。

Ⅲ. 考察

本調査の結果から、公訴時効制度廃止については肯定的な認識が示され、この傾向は男性よりも女性の方が、年齢低群よりも高群の方が有意に高かった（表1）。さらに年齢低群では、男性よりも女性の方が、男においては年齢高群の方が低群よりも有意に高かった。公訴時効制度の賛否理由に対する認識については、項目4（加害者の社会的制裁）に対しては、性別や年齢に関わらず否定的な認識が示されたが、それ以外の項目に関しては、肯定よりの認識が示された。つまり、公訴時効制度廃止、及び制度廃止理由については肯定的な認識が示された一方で、公訴時効制度存置の多くの理由に対しても肯定的な認識が示された。

公訴時効制度賛否理由の各項目評定値についての因子分析の結果から、「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子と「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子が抽出された（表3）。前者は、項目2（処罰感情の低下）、項目5（一般の関心の低下）、項目1（犯罪の立証困難性）、項目7（捜査にかかる人的資源や予算の負荷）の公訴時効制度存置理由から構成され、いずれも因子負荷量は正の数値を示した。一方、後者は、項目3（処罰感情の持続）、6（科学捜査技術の向上）の公訴時効制度廃止理由、及び項目4（加害者が受ける社会的制裁）の公訴時効制度存置理由から構成され、項目4のみ因子負荷量が負の数値であった。このように、公訴時効制度に対する認識には、処罰感情の低さ（あるいは高さ）と立証困難性（あるいは捜査技術の向上）から構成される2つの異なる観点が存在することが示された。そして、一般の立場では「処罰感情の低下とともに年月の経過によって犯罪立証が困難である」と考える一方で、犯罪被害者の立場では「処罰感情が持続とともに科学捜査技術の向上による犯人検挙への要望」がみてとれる。

パス解析（図1）の結果からは、公訴時効制度廃止の認識には「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子が直接的に影響することが示された。また、「被害者/被害者遺族の処罰感情と捜査技術向上」因子と「一般の処罰感情/関心低下と立証困難性」因子間に有意な正の相関が示された。このことは、公訴時効制度について、（犯罪被害の当事者ではない）一般人の観点と犯罪被害者/被害者遺族の観点の両観点から認識されていることを意味する。日工組社会安全研究財団（2019）が市民を対象に実施した調査（全国の20歳以上の3,300人の男女（有効回収数は1,718票））によると、暴行や傷害などの暴力的な犯罪、凶悪犯罪（殺人、放火、強盗、強制性交等）に遭う可能性についての認識（リスク知覚）は、それぞれ21%、19%と低い。また、同性・同年代の人と比べた犯罪被害に遭うリスク知覚について「低い」と回答した割合は、全体で53%であるが、70歳以上62%、60～69歳が61%と、高齢層が他の年齢層よりも低い。こうした市民の犯罪に対するリスク認知の低さが、時効制度に対する認識に影響している可能性が考えられる。つまり、（リスク被害に遭う可能性の低い）一般人の観点から、時効制度について認識し、「時の経過にともなって犯罪に対する関心の低下/犯罪の立証が困難になる」と考える傾向にある。しかし、犯罪被害者/被害者遺族の立場にたった場合には、「時が経過しても処罰感情は持続する」と考え、「捜査技術の向上による犯人特定に期待」するため、時効制度廃止に賛同する傾向が強まる。また、高齢層ではリスク認知が低い傾向が示されていた（日工組社会安全研究財団、2019）が、年齢は上記2因子に影響を及ぼさない一方で、時効制度廃止に対する認識に影響した。時効制度に対する認識は、年齢によって特有

な認識（たとえば、犯罪や犯罪者に対する認識）など、本研究で取り上げた以外の要因が影響する可能性が考えられる。

以上、本研究の結果から、市民の公訴時効制度に対する認識は、どの程度、犯罪被害者/被害者遺族の観点で認識するかによって異なることが示された。犯罪や犯罪被害者/犯罪加害者に関するどのような情報をどの程度得ているかに加え、犯罪の種類によっても公訴時効制度に対する認識は異なると思われる。本調査は、公訴時効制度に関する学識経験者の認識や学説を詳細に示すものではなく、公訴時効制度に関する深い議論を伴うものではなかった。今後は、公訴時効制度の趣旨と当制度に対する様々な議論についての市民の関心・理解を深める有効な方法に加え、当制度に対する認識に影響する多様な要因について、検討する必要があるだろう。

[注]

- 1) 無期の懲役又は禁固に当たる罪（例：強盗致死罪）は 30 年（改正前は 15 年）、長期 20 年の懲役又は禁固に当たる罪（例：危険運転致死罪）は 20 年（改正前は 10 年）、上記以外の罪（例：自動車運転過失致死罪）は 10 年（改正前は 5 年又は 3 年）に改正された。
- 2) マクロミルでは、モニタ規約、プライバシーポリシーを定めており、モニタ規約とプライバシーポリシーに同意した者が必要な情報を入力してモニタへの登録を行う。そしてモニタ登録が承認された対象者に対しては、ログイン ID とパスワードが付与される。依頼を受けた調査に参加することでモニタにはポイントが付与され、ポイントは換金や景品に変えることができる（依頼を受けた調査に参加するか否かは自由意志による）。モニタ規約に違反した場合（重複登録など）は、モニタ登録の取消しまたはモニタ資格が抹消される。マクロミルによると、アフィリエイト広告、メールマガジン、雑誌など、多種類の媒体を通じて広く募集を行い、特定層に偏らないよう配慮しており、重複登録・不正登録を防止するためのシステムによる登録時の自動チェックや、定期的な矛盾回答者のクリーニングなどによって、品質の高いモニタを構築している。上記プライバシーポリシーには、個人情報の第三者提供について定められており、取得した個人情報を適切に管理すること、あらかじめ本人の同意を得ることなく、他の情報と照合することなく、その情報のみで直接特定の個人を識別することができる情報（氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等）を第三者に提供することはないとしている。本調査は、マクロミルの社内ガイドラインに準拠した調査内容であると判断された。

[謝辞]

本研究は JSPS 科研員 26101708 の助成を受けたものです。

[参考文献]

- 井戸田侃（2004）. 刑事訴訟理論と実務の交錯. 有斐閣, pp.247.
- 白取祐司（2010）. 公訴時効制度「見直し」法案への疑問. 法律時報, 82 巻 5 号, 1-3.
- 高橋孝治（2018）. 香港における公訴時効類似の制度導入拒絶に関する一考察: 保辜制度お

よび一年一日原則に関して香港法律改革委員會『殺人罪行的一年零一日規則研究報告書』を読む。ふくい地域経済研究, 26, 67-79.

日工組社会安全研究財団 (2019) .犯罪に対する不安感等に関する調査研究—第6回調査報告書—

< https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2019/08/31041bouhan31_01.pdf >
(2020年1月27日)

原田和往 (2014) .公訴時効制度に関する実体法的説明について. 岡山大学法学会雑誌, 第64巻第2号, 41-59.

古江頼隆 (2009) .凶悪・重大犯罪の公訴時効制度の見直しについて. ジュリスト, 1385, 2-7.

法務省 (2009) .凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～制度見直しの方向性～.
<<http://www.moj.go.jp/content/000005087.pdf>> (2020年1月27日)

吉田雅之 (2010) .「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の概要. ジュリスト, 1404, 44-51.

Citizens' perception of the law on the statute of limitation: Internet survey results analysis

Yuko Yamasaki

Abstract: On April 27, 2010, the amendment of a part of the Criminal Code and the Criminal Procedure Code was enacted in Japan. The statute of limitations on statutory penalties for death penalties has been abolished. The purpose of the statute of limitations was to harmonize the necessity of punishment with legal stability, but the enactment of this law was triggered by the growing voices of victims' families who demanded punishment. In other words, citizens' voices influenced the passage of this law. This study aimed to clarify citizens' perceptions of the statute of limitation and the reasons for and against it through an Internet survey of 520 people who were not biased by age and gender. The results showed a positive tendency for the abolition of the statute of limitation; factors affecting recognition of the system were identified as "the decrease of general punishment sentiment / interest and the difficulty in proof" and "the punishment sentiment of victims / victims' families and the improvement of investigative skills." Moreover, a path analysis showed that these two factors had a covariance relationship, and that the latter and age increased the awareness of the abolition of the statute of limitation.

Keywords: statute of limitation, internet survey, path analysis